子どものこころ専門医（暫定）の受験を希望する会員の推薦について

令和元年9月29日に東京都（明治学院大学）で開催される第12回試験の受験を希望する会員からの受付、および推薦医の審査・認定作業を開始致します。令和元年7月12日を申請の締め切りとします。

本学会は、日本児童青年精神医学会の認定医制度に準拠し、本学会から以下の基準を満たす会員の推薦依頼を受け付け、審査いたします。

１．精神科専門医、小児科専門医のいずれかの資格を有すること。

２．現在、児童・思春期・青年精神医学の臨床に従事しており、一般精神科2年以上、および児童・思春期・青年期精神科医療3年以上を含む5年以上の臨床経験を有すること。

３．継続して5年以上、本学会の会員であること。

４．自ら治療にあたった症例報告を委員会に提出できること。症例報告は以下の要件を満たすものとする。

(1)申請者が診療を担当した時点で20歳未満の症例3例を必要とする。

(2)治療は成功した例である必要はないが、治癒に至っていない場合は6ヵ月以上の経過追跡を必要とする。

(3)主訴（治療を始めることになった理由）、家族歴、生育歴、現病歴、現在症、診断、治療方針、治療の内容、経過を記載し、一定程度の考察を付記し、4,000字以上、5,000字以下の記述を必要とする。

５．最近3年間に診療した20歳未満の症例30名の一覧表が提出できること。

６．児童・思春期・青年精神医学に関する研究論文あるいは研究集会における報告が1回以上あることを証明できること。

　専門医証、抄録、論文についてはPDF（論文については、最初の１ページ目のみ）、その他の書類については、ワード、エクセル、PDFのいずれかで、学会事務局までメールでお送りください。また、自書または捺印の上、推薦依頼書をPDFでお送りください。審査に合格した会員には、本学会からの推薦書をお送り致します。

子どものこころ専門医機構への申請については、「子どものこころ専門医申請の手引き」を参照の上、子どものこころ専門医申請書（書式1-1･2）、症例要約記入フォーム（子どものこころ専門医）、推薦書の三点を、7月末日までに機構に郵送してください。症例要約記入フォームで提出した症例は、試験当日の口頭試問に使用されます。本学会に提出した３症例のいずれかとの重複は可とします。

ご不明な点は、学会事務局までお問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　学会会長　生田　憲正

子どものこころ専門医関連委員会　近藤 直司